

秋田市告示第93号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項および第29条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 教育・保育施設の種類、当該施設の名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
認定こども園	認定こども園秋田幼稚園	秋田市高陽青柳町13番31号	学校法人秋田キリスト教学園
認定こども園	幼保連携型認定こども園ふじ	秋田市飯島飯田一丁目12番40号	社会福祉法人翼友会
認定こども園	幼保連携型認定こども園ナーサリーふじ	秋田市飯島西袋一丁目1番3号	社会福祉法人翼友会

2 地域型保育事業の種類、当該事業所の名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
小規模保育事業	秋田みなと園	秋田市土崎港西三丁目8番14号	株式会社みなと園
小規模保育事業	広面みなと園	秋田市広面字土手下2番地4	株式会社みなと園

3 1および2に掲げる施設等を確認した年月日

令和4年4月1日